

保育の中での子ども権利条約

社会福祉法人へきなん乳幼児福祉会理事長
へきなんこども園園長

ユリア

保育や幼児教育の指針にうたわれている「子どもの最善の利益」という言葉は子どもの権利条約3条にかかれていた言葉です。

以前「子どもの権利条約」とか「子どもの最善の利益」とかいうと、とてもかたくなでとつつきにくい感じがして、大切なことだと思えますが、現実にはどうしたらよいのかと思つてました。

何年か前に自園の保育を少しづつ見直して、思いっきり一斉で「はい、今から」をします」といった保育から一人ひとりのニーズを見極め一人ひとりを具体的に大切にすることを実践をすすめているときに、木附千晶・福田雅章「子どもの力を伸ばす・子どもの権利条約ハンドブ

ック」(自由国民社、二〇一六年)に出あい、一人ひとりを大切にすることを実践と子どもの権利条約にうたわれていることは、びつたり一致することに気づきました。

当時私は全国私立保育連盟の保育国際交流運営委員会の委員長をしており、委員会として保育の質を考える上で、一斉保育を中心とした保育から一人ひとりを大切にすることを保体的な実践について発信を続けていきました。もちろん一斉での活動も大切なことなのですが、現状では一般的に未だに一斉に同じことをさせるといった保育が主流をしめているように思います。

現に自園でも思いっきり一斉での活動でな時間に降園する子どもたちも五時間ぐらい集中して(無中になって)遊ぶ時間が保障されています。保育園コースの子についてはそれ以上の時間無中になって遊ぶ時間があるということです。

一般的にいつも子どもたちは遊んでいるようなイメージがありますが、大人が日案などを立てその計画の中で生活をしている時の子どもたちの様子といえますと、活動と活動の間の時間はブラブラしていたり、座って待つことを決められていたり、暇を持てあまして走りまわっておかれたりする姿が思い浮かびます。そうした間の時間がすべて遊びの時間として保障されるということは、子どもたちの最善の利益につながるのだと思います。また最大限に発達を促すことにもなります。

なぜならば脳の活動が最も活発に働いている時、つまり夢中になって活動している時だといわれているからです。一日の多くの時間を夢中になって遊ぶ時間として保障することができます。日々を

こうした結果、自園では幼稚園コースで一五

かさせる保育をしていましたが、当時は集団だからしかたないかと考えていました。その当時の自園の環境がどうであったかというところ、どの部屋にも子どもが自由に出して遊べる玩具はほとんどなく、遊びの時間や道具も保育者が管理をしている状態でした。保育者の立てた計画にそって遊びの時間として決められた時に保育士が選んで持って来た玩具を三種類ぐらいザッと入れ物から出し「はい、遊んでいいですよ」と声をかけ、そして計画された時間が終わったら「はい、みんな片づけて」といった保育をしていました。その時ももちろん保育者は子どものことを考えて一生懸命に保育をしていたのですが、そうした保育の仕方以外にどうしたらよいか、なかなか考えつかずにはいました。

そんな時に遊びの環境を整える、つまり保育室で子どもたちが自由に出入りして遊べるようにする方がよいですよ、と教えていただく機会がありました。ただ、はじめは私自身がそんなにいっぱい玩具を出したらちらかってしまつてはならないかと、消極的でした。しかし、何種類も玩具を出して子どもたちが自由に遊ぶ様子を見て、やはりこうした姿がとてよいなと思いました。ただ、園全体をいっきに変えることはまだ私自身も確証があるわけでもないことか

で過ごす中に、自己決定をすることが多く含まれます。一つひとつの遊びを自分で選んで決めて(決定)遊ぶ(行動する)ことが保障されているのです(図1、2)。

こうしたことを書いてみると、まるで一日中遊んでいて一斉での活動やカリキュラムがないか心配されるかもしれませんが、自園の場合にはオリジナルなカリキュラムもしっかりあり、その内容についても毎年見直ししながら実践をしています。ただその実践についても事によつては、皆が自由に遊んでいる中で保育者が丁寧に見られる人数が進めていることもありますが、一方で集団で遊ぶことが子どもの非認知能力を最大化する上ではとても有効なことです。



図1 乳児の遊びの様子



図2 幼児の遊びの様子